



サン・プランナー の 説明書

本日はお忙しい中ご来社いただき誠にありがとうございます。
弊社サン・プランナーの説明書となりますので、ご就業を検討されている皆様、
ご一読頂けますようお願い申し上げます。

※面接時配布用

○経営理念

【人が輝き、人を輝かせる】

○経営指針

企業に人財を、働く人にやりがいを。

よき「人」を通じて、地域社会の発展に貢献し、

派遣社員の地位向上を目指す。

○設立

2001年9月10日

○代表者

代表取締役 小松 剛之

○営業拠点

沼津オフィス・富士宮オフィス・藤枝オフィス

○グループ会社

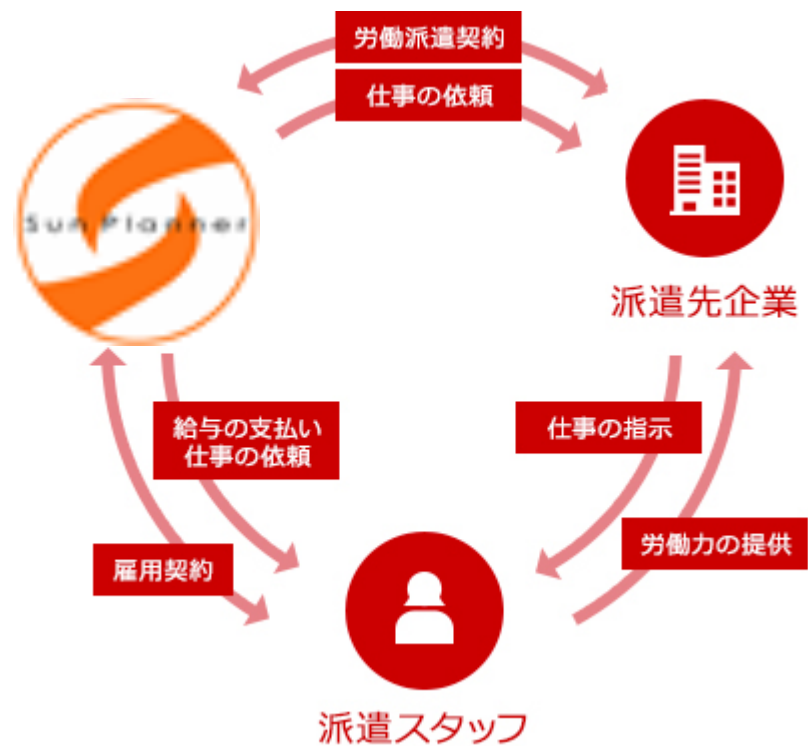
株式会社ソレイユ(介護事業運営)

株式会社サンプラダイニング(飲食サービス)

株式会社サンプラススタイル

株式会社高年社60

派遣とは?????



私共派遣元企業が、皆様派遣社員さんの雇用主となり派遣先企業様より
ご相談頂いたお仕事へ従事して頂きます。

サン・プランナーの教育訓練に関して

対象者： サン・プランナーの雇用が連続して1年以上となる雇用契約を
結んでいる方が対象となります。

※期間の途中で止む無く退職となった場合は対象外となります。

実施内容： 【e-learning】というシステムを利用させていただき、
年間で8時間の教育を実施する計画となっております。

対象となる方へは事前に通知をさせていただきます。

※該当する8時間については、お給与を別途お支払い致します。

実施タイミング： 毎年6月を起点として、年1回(3クール程度に分けて実施)

サン・プランナーのキャリアコンサルティングに関して

株式会社サン・プランナーではスタッフの皆様を対象にした「キャリアコンサルティング相談窓口」を設置しています。

キャリアコンサルティングとは、労働者の職業の選択、職業生活設計または職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことをいいます。スタッフの皆様は、キャリアコンサルティングを通じて、自分の適性や能力、関心などに気づき、自己理解を深めるとともに、自身のキャリアプランを明確にし、そのために必要な知識・資格の取得や仕事の選択を行うなど、自身が希望するキャリアの道筋を実現するための有効な手段の一つとして、「キャリアコンサルティング相談窓口」を無料で利用することができます。

★キャリアコンサルティング相談窓口の利用方法★

ご希望に応じて「対面」「web」「電話」「メール」にて実施させていただきます。

【申し込み方法】

営業担当者へ依頼、下記窓口責任者へ直接メールまたは電話にてお申込み下さい。

メール【tanaka@sunplanner.co.jp】
電話【055-920-5020】（担当者：田中）

※お申し込みの際は、氏名・就業先名・希望する実施方法をお伝えください。

★相談方法★

1対1のキャリアカウンセリング（対面は弊社オフィス内）（平日9:00～20:00）

★対応コンサルタント★

相談窓口では、キャリアコンサルティングに関する国家資格保有者、またはキャリアコンサルティングの知見と経験を有する者をご相談に応じます。

★相談内容の取扱い★

個人情報として厳重に取り扱います。本人の同意なくキャリアコンサルティング相談窓口外に内容が漏れることはありませんので、安心してご利用ください。

各種社内規定

① お給与の支払いサイト

パターン① 毎月15日/20日/25日締め ⇒ 翌月15日口座振り込み

パターン② 毎月末日締め ⇒ 翌月末日口座振り込み

② 保険への加入について

雇用保険

週の労働時間が20時間を超過する場合には必ず加入となります。

社会保険

週の労働時間が30時間を超過し、

雇用期間が2ヶ月以上見込まれるかたは入社日から加入となります。

※協会けんぽへの加入となります。

③ 有休休暇について

入社日から起算して、6ヶ月後に10日間を付与させていただきます。

入社日から6ヶ月間の出勤率が8割に満たない場合には支給できませんので、

欠勤が重ならないようご注意ください。

※付与日数については週の労働時間に応じ変動致します。

入社が確定した場合の必要準備物

- ☐ 身分証明書【免許証 or 住民票】
- ☐ マイナンバーカード（通知書可能）
- ☐ 静岡銀行の通帳（ない場合は一度相談ください。）
- ☐ 年金手帳（ない場合は一度相談ください。）
- ☐ 雇用保険被保険者証（ない場合は一度相談ください。）

ご家族を扶養へ入れたい場合

- ☐ 対象者のマイナンバーカード
- ☐ 対象者が働いている場合
直近3ヶ月分のその方の給与明細 or 源泉徴収票
- ☐ 年金手帳（コピーでも構いません）

※対象者が別居されている場合、一度弊社社員へ相談ください。
別途必要なものが発生する場合がございます。

外国籍の方

- ☐ 在留カード
- ☐ パスポート